



南砺市告示第134号

字の区域の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の字の区域を次のとおり廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成18年6月29日

南砺市長 溝 口



市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
南砺市	岩木	村中島	4170の1、4171、 4175から4180まで、 4459、4461から4470まで、3279
	岩安	宮前島	63、64、74から84まで、85の1、 85の2、86から90まで、94、95、 96の1、96の2、97の1、97の2、 102、103の1、103の2、 104から108まで、109の1、 109の2、110、111、111の2、 112、113、114の1、114の2、 115から117まで、119から126まで、 127の1、127の2、 128から138まで、 139の1から139の4まで、140、 141、142の1、142の2、 143から146まで、147の1、 147の2、148、149の1、 149の2、150、151の1、 151の2、152から156まで、 157の1、157の2、186の1、 186の2、187から189まで、 190の1、190の2、404、405の2、 407から409まで、411、412

上記の区域内にある市有地の全部を含む。